

## 北海道日本語教育推進会議設置要綱

## (設置目的)

第1条 北海道の実状に応じた日本語教育を推進するため、北海道日本語教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、日本語教育に関する次の事項について検討を行う。

- (1) 北海道における日本語教育の体制づくりに関する事項
- (2) その他、設置目的の達成のために必要な事項

## (委員)

第3条 推進会議は、北海道総合政策部国際局国際企画担当局長（以下「国際企画担当局長」という。）が就任依頼する次の各分野の者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 外国人住民
  - (3) 日本語教育の推進に関する活動を行っている者
  - (4) 外国人の生活支援や国際交流を行う団体の者
  - (5) 外国人雇用事業主または外国人雇用事業主の支援を行う者
  - (6) 関係行政機関の職員
  - (7) その他国際企画担当局長が必要と認める者
- 2 委員は、別紙のとおりとする。
- 3 委員の謝金及び旅費は道の規程に基づき支給する。

## (会議)

第4条 推進会議は、国際企画担当局長が主催し、前条の委員等を招集する。

- 2 国際企画担当局長は、必要があると認められる場合、委員を追加・変更することができる。

## (事務局)

第5条 推進会議の事務局は、北海道総合政策部国際局国際課に置く。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、国際企画担当局長が定める。

附則 この要綱は、令和5年7月28日から施行する。